

令和8年4月30日

保護者の皆様

大野城市立平野中学校

校長 古川 裕士

## いじめ問題への的確な対応に向けて

若草の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと拝察いたします。日頃より本校の教育活動へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

さて、文部科学省は、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」（令和5年2月7日）において、以下のように通知（一部抜粋）しています。

いじめの問題への対応に当たっては、いじめ防止対策推進法等に基づき、各学校及び学校の設置者において、いじめの未然防止、積極的な認知、組織的な対応等の取組が進められてきたところとす。（中略）

犯罪行為（触法行為を含む。）として取り扱われるべきいじめなど学校だけでは対応しきれない場合もあります。これまで、ややもすれば、こうした事案も生徒指導の範囲内と捉えて学校で対応し、警察に相談・通報することをためらっているとの指摘もされてきました。しかし、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、こうした考え方を改め、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければなりません。また、保護者等に対して、あらかじめ周知しておくことも必要です。（後略）

これを受け、本校では、いじめは決して許されない行為であるという認識のもと、いじめの被害に遭った生徒を守り抜くことを最優先事項とし、事案の内容や状況に応じて、警察をはじめとする関係機関と速やかかつ積極的に連携し、厳正に対応してまいります。

近年、本校においても、SNS等を介した生徒間のトラブルや、問題行動が発生している現状があります。学校では、生徒一人一人に対して、SNSの適切な利用や防犯意識の徹底、トラブルの未然防止に向けた指導・学習活動をこれまで以上に強化して継続的に実施してまいります。

併せて、保護者の皆様におかれましても、ご家庭においてお子様の言動やインターネット利用状況に十分ご留意いただき、責任ある行動をとるよう、繰り返しご指導くださいますようお願い申し上げます。

最後に、通知に記載されている「警察に相談又は通報すべきいじめの事例」（裏面）について保護者の皆様にお知らせいたしますのでご確認ください。

## 【警察に相談又は通報すべきいじめの事例】

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪 (刑法第〇〇条)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。</li> <li>○ 無理やりズボンを脱がす。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">暴行 (第 208 条)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感情を抑えきれずにハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">傷害 (第 204 条)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">強制わいせつ (第 176 条)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。</li> <li>○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">恐喝 (第 249 条)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。</li> <li>○ 財布から現金を盗む。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">窃盗 (第 235 条)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車を壊す。</li> <li>○ 制服をカッターで切り裂く。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">器物損壊等 (刑法第 261 条)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">強要 (第 223 条)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">脅迫 (第 222 条)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">名誉毀損、侮辱 (第 230・231 条)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかしその同級生が自殺を決意して自殺した。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">自殺関与 (第 202 条)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。</li> <li>○ 同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。</li> <li>○ 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。</li> <li>○ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">児童ポルノ提供等</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">私事性的画像 記録提供</p>

文部科学省「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」(令和5年2月7日)

<文部科学省 HP いじめの問題に対する施策 URL>

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm)

